

会津若松市長 定例記者会見

日時 令和8年6月26日 10時

場所 庁議室

第2子以降の保育料の無償化について

第2子以降の保育料の無償化について

◆概要

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、認可保育所や認定こども園などに入所している第2子以降の保育料を無償とします。

◆開始時期

令和8年9月分の保育料から

◆対象

次のすべてを満たす会津若松市に住む0から2歳の子ども

◎認可保育所・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設に入所しており、かつ4月1日時点で18歳未満の同一世帯の兄弟を基準とした第2子以降

◎保育の必要性の認定（※）を受けている

※ 保育の必要性の認定…保護者が就労や疾病などの理由で家庭で保育することができない場合に、市から受ける認定









◆助成内容

◎認可保育所・認定こども園・地域型保育施設(小規模保育所等) = 全額免除

◎認可外保育施設 = 月額42,000円以内で助成

第2子以降の保育料の無償化について

国基準の保育料無償化	
年齢	国基準
6歳～	
0歳～5歳	 第1子カウント【全額】
	 第2子カウント【半額】
	 第3子カウント【無償】

市独自の保育料無償化		
年齢	現行	9月～
6歳～18歳	 第1子カウント【全額】	 第1子カウント【全額】
0歳～5歳	 第2子カウント【半額】	 第2子カウント【無償】
	 第3子カウント【無償】	 第3子カウント【無償】
	 第4子カウント【無償】	 第4子カウント【無償】

第2子
支援拡充

第2子以降の保育料の無償化について

◆その他

- ◎認可外保育施設の入所者が助成を受ける場合は保育の必要性の認定と手続きが必要
- ◎入園手数料や延長保育料、一時預かり利用料などは助成の対象外

◆詳細について

市政だより7月号に掲載、市のホームページに公開予定

物価高騰対策・地域内消費喚起事業

会津コイン還元事業について

会津コイン還元事業（地域内消費喚起事業）

■目的

物価高騰等の影響が継続している状況において、消費を後押しすることで、市内に店舗がある地域の事業者を支援し、地域内の経済循環を促します。

■事業概要

市内対象店舗において、デジタル地域通貨である「会津コイン」による支払いを行った方へ、決済金額の25%相当の「会津コイン」を決済日の翌月に還元します。（還元された会津コインは、会津財布アプリの「残高」で確認することができます。）

■対象期間

令和8年7月1日（水）～令和9年1月31日（日）

※ 還元総額が予算上限(1億2千万円)に達した場合は、早期終了となりますので、お早めにご参加ください。

会津コイン還元事業（消費喚起事業）

■還元上限額

対象期間中、1ユーザーにつき20,000円

※ 会津地域外に本社がある店舗の還元上限額は、1ユーザーにつき10,000円です。

【地域内店舗例】 リオン・ドール、コープあいづ、商店街の個店など

【地域外店舗例】 ヨークベニマル、ドン・キホーテ、ツルハドラックなど

■参加方法

○「会津コイン」ユーザーの方 参加申込は不要です。

○「会津コイン」ユーザーではない方 事前に「会津財布」アプリの
ダウンロード・登録が必要となります。

会津コイン還元事業（消費喚起事業）

■対面サポートブースを設置します。

予約不要 /
対面
サポートブース

場所

東邦銀行 会津営業部

福島県会津若松市大町1丁目10-28

日時

6/29日、30日 7/1日、3日、10日
9:30-15:00

場所

リオン・ドール 会津アピオ店

福島県会津若松市インター西116

日時

6/28日 7/4日、11日 8/22日、23日
10:00-16:00

会津コイン還元事業（消費喚起事業）

■こちらでも対面による会津コインの使い方に関する相談ができます

まちなかスマホ相談所

と き 午前10時～午後6時 ※予約優先
毎週火曜日を除く（最終受付は午後5時30分）

と ころ タイガーパーキング内（中町3-60）

費 用 初回無料

問合せ 080-9774-7400
（スマホの学校）

デジタルなんでも相談所

**と き ・
と ころ** 毎週月曜日の正午～午後4時
あゆむCafé（東栄町1-77）
毎週木曜日の正午～午後4時
市役所本庁舎多目的スペース
※ 祝日、お盆、年末年始を除く。予約優先

費 用 無料

問合せ 0242-23-7313
（AiCTコンソーシアムデジタルサポート窓口）

■詳細について

市内対象店舗や一部対象外品目などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

会津コイン還元事業（消費喚起事業）

■こちらでも対面による会津コインの使い方に関する相談ができます

まちなかスマホ相談所

と き 午前10時～午後6時 ※予約優先
毎週火曜日を除く（最終受付は午後5時30分）

と ころ タイガーパーキング内（中町3-60）

費 用 初回無料

問合せ 080-9774-7400
（スマホの学校）

デジタルなんでも相談所

**と き ・
と ころ** 毎週月曜日の正午～午後4時
あゆむCafé（東栄町1-77）
毎週木曜日の正午～午後4時
市役所本庁舎多目的スペース
※ 祝日、お盆、年末年始を除く。予約優先

費 用 無料

問合せ 0242-23-7313
（AiCTコンソーシアムデジタルサポート窓口）

■詳細について

市内対象店舗や一部対象外品目などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

会津コイン還元事業（消費喚起事業）

■地域内消費喚起事業の第2弾として「プレミアム商品券事業」を行います。

- 発行総額 6億円（プレミアム額1億2千万円）
- 販売総数 6万セット
 - ・ 1人3セットまで購入可能（1セット10,000円分の商品券を8,000円で販売）
 - ・ 購入申込 8月1日（土）～8月18日（火）
 - ・ 利用期間 10月1日（木）～1月31日（日）（取扱店舗は現在調整中）

※ 詳細は決定次第、後日お知らせします。

ごみ処理手数料制度の 状況等について

ごみ処理手数料制度の状況①



生活系ごみの排出量（単位：トン）

項目		4月	5月
燃やせる ごみ	令和8年度	1,143	1,223
	令和7年度	1,973	2,069
	増減率	-42%	-41%
燃やせない ごみ	令和8年度	113	75
	令和7年度	215	220
	増減率	-47%	-66%

- 5月も燃やせるごみ（▲41%）、燃やせないごみ（▲66%）と減少傾向が続いています。

ごみ処理手数料制度の状況②



生活系ごみの排出量（単位：トン）

項目		4月	5月
かん類	令和8年度	21	22
	令和7年度	21	25
	増減率	0%	-12%
びん類	令和8年度	50	46
	令和7年度	65	52
	増減率	-23%	-12%
古紙類	令和8年度	127	109
	令和7年度	141	125
	増減率	-10%	-13%

- 資源物は人口減少や、ペーパーレス、容器の軽量化等で減少傾向にあり、全ての品目で減少傾向にあります。

ごみ処理手数料制度の状況③



生活系ごみの排出量（単位：トン）

項目		4月	5月
ペットボトル	令和8年度	24	27
	令和7年度	20	27
	増減率	20%	0%
プラスチック製容器包装・製品	令和8年度	106	116
	令和7年度	81	84
	増減率	31%	38%
古布類	令和8年度	20	24
	令和7年度	4	4
	増減率	400%	500%

- 5月はプラスチック製容器包装・製品が（+38%）、古布類が（+500%）とすべて4月よりも排出量が多くなっており、資源化が広がっています。
- 不適正な排出状況も見られることから、今後解消に取り組んでまいります。

新ごみ焼却施設における燃やせるごみの受入制限に係る 搬入目標の管理状況



令和8年度：受入制限に係る搬入目標の管理（目標量及び実績 単位：トン）

週	本市			構成市町村全体		
	目標量	実績	目標/実績	目標量	実績	目標/実績
3/30(日)～4/11(土)	1347.12	1389.76	103%	2008.76	2010.47	100%
4/12(日)～4/25(土)	1407.70	1100.60	78%	2104.10	1743.28	83%
4/26(日)～5/9(土)	1405.96	1043.33	74%	2096.24	1661.00	79%
5/10(日)～23(土)	1404.80	1074.45	76%	2091.00	1684.75	81%
5/24(日)～6/6(土)	1295.80	1105.93	85%	1923.45	1685.41	88%
累積値	6861.38	5714.07	83%	10223.55	8784.91	86%

- 4月1～2週目は3月30日、31日分の駆け込み排出分が含まれており、目標を超過しましたが、その後は目標量の8割前後で推移しています。
- 5月4週目～6月1週目については、6月は目標量が少なく設定されているため、目標量の85%となりましたが、搬入目標を超えることなく推移しています。

蓄電池類の拠点回収



拠点回収を開始します(7月から)

無料です

令和8年7月から、蓄電池類(リチウム蓄電池等を使用した製品を含む)、乾電池類、水銀使用製品の拠点回収を開始いたします。

種類	具体例	回収施設		排出方法	処理方法等
		環境共生課	支所・市民センター等		
蓄電池類 	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池 ・ニカド電池 ・ニッケル水素電池 ・モバイルバッテリー ・製品を破壊せずに製品から取り外した蓄電池(電動アシスト自転車やノートパソコンのバッテリーなど) 	○	○ (リサイクルマークがあり、膨張・変形していないものに限り)	<ul style="list-style-type: none"> ・電池を使い切り、絶縁処理をした後に、回収施設の職員に直接手渡してください。 	<p>絶縁処理のやり方</p> <p>発熱・発火を防ぐため、端子(金属部分)をビニールテープ(透明推奨。セロハンテープ不可)で覆ってください。</p>
蓄電池を使用した製品	<ul style="list-style-type: none"> ・電子たばこ ・加熱式たばこ ・ワイヤレスイヤホン ・ハンディ扇風機 ・シェーバー ・コードレス掃除機 ・電動歯ブラシ ・電動工具 ・携帯ゲーム機 ・電子タブレット 	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・電池を使い切り、絶縁処理をした後に、回収施設の職員に直接手渡してください。 ・蓄電池以外の部品を外してから出してください。 	<p>コネクタ部の被覆※コードは本体につける</p> <p>露出したモバイルバッテリー端子部の被覆</p> <p>露出した電極端子部の被覆</p>
乾電池類	<ul style="list-style-type: none"> ・アルカリ電池 ・マンガン電池(単一〜単六電池、角型電池) ・酸化銀電池(時計などに使われるボタン型電池) ・空気亜鉛電池(補聴器などに使われるボタン型電池) ・リチウム一次電池(車のリモコンキーなどに使われるコイン型電池) 	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・絶縁処理をして、回収ボックスに入れてください。 	<p>膨張・変形したものも、安全対策のため、端子を絶縁し、環境共生課の職員に手渡してください。</p>
水銀使用製品	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管 ・水銀体温計 ・水銀血圧計 	○	×	<ul style="list-style-type: none"> ・回収施設の職員に直接手渡してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・割れていない蛍光管は箱に入れるか、新聞紙等で包み、中身が分かるようにしてください。 ・割れた蛍光管は透明又は半透明の袋に入れて中身が分かるようにしてください。 ・水銀体温計等は、割れないように、透明又は半透明の袋に入れて中身が分かるようにしてください。

回収施設

1. 環境共生課(追手町第二庁舎)
2. 市民協働プラザ(旧 栄町第二庁舎)
3. 北会津支所
4. 河東支所
5. 湊市民センター
6. 大戸市民センター
7. 北市民センター
8. 南市民センター
9. 一賀市民センター
10. 東市民センター
11. 神指分館※
※神指分館は、事前の予約が必要です

時間

平日8時30分～17時15分
※土日祝日及び閉庁日、上記以外の時間はお出しいただけません

7月からリチウム蓄電池等の無料回収が始まるよ。
近くの回収施設に出してね。



※乾電池類や蛍光管に限り、7月以降も、各町内会のごみステーションに排出できますが、この場合は、指定ごみ袋や共通ごみ処理券(袋に入らない時)を使用していただくこととなります。
リチウム蓄電池やリチウム蓄電池使用製品、蛍光管以外の水銀使用製品は、ごみステーションには出せません。

〈受け取れないもの〉

以下のものは市で処理できません。
販売店やメーカーにお問い合わせください。

- ・事業用として使用したもの
- ・ポータブル電源
- ・鉛蓄電池(車やバイク等のバッテリー)

※販売店や製造店等による回収も引き続きご利用いただけます。処理料金がかかる場合がありますので、販売店等にご確認ください。

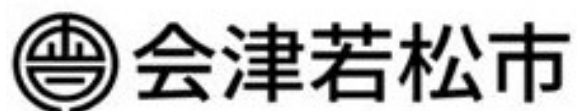


株式会社ジモティーとの リユースに関する協定について

市と株式会社ジモティーがリユースに関する協定を締結

ごみの減量及び循環型社会の形成推進を目的として、6月24日に株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結しました。

市は、株式会社ジモティーと連携し、地域内のリユースの推進を図ります。



×



株式会社ジモティー

まだ使えるけど不要になった品物を地域のコミュニティ内で気軽に譲り合える拠点「ジモテースポット」や「掲示板サイト」を運営し、ごみ減量やリユースの推進に取り組んでいる。

官民連携のリユース拠点

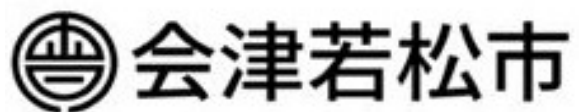
「ジモティースポット会津若松」が6月30日オープン



不要品を譲りたい方(※)は予約なしで持ち込み、譲り受けたい方は、地域の情報サイト「ジモティー」や「ジモティースポット」で商品情報を確認し、購入または無償で引き取ることができる。(※)持ち込みは、市民のみ

【住所】

会津若松市山見二丁目 9-8



×



家電・楽器・ゴルフ用品などの不要品 簡単に持ち込みいただけます

会津若松市とのリユース協定に基づく事業 **NEW OPEN**

ジモテースポット 会津若松

オープン日 6/30(火)

お持ち込みいただいたモノは、地域の方にリユースさせていただきます



予約不要
直接持ち込み可能



5分で完了
持ち込んで渡すだけ



無料引取
何品でもOK

地域のごみ削減のために、まだ使えるモノは捨てずにリユースしましょう!



簡単3ステップ

- 01 来店受付**
簡単な受付表に必要事項をご記入ください
- 02 状態や動作の確認**
次の方が気持ちよく使えるようご確認ください
- 03 指定の場所に置く**
指定の場所にモノを置いて完了です

持ち込み対象のモノ

次の人が使える状態のモノであれば、家電・趣味・レジャー・スポーツ用品、子ども用品、衣料品、服飾雑貨、生活雑貨、食器、書籍・コミック、CD・DVD、家具(3辺合計180cm未満)等をお持ち込みください。

一部対象外: 家具(3辺合計180cm以上)、リサイクル家電4品目、19インチ以上の自転車、マットレス・寝具など、その他持ち込みできないモノに関しては、右記のQRコードよりご確認ください。

詳細は
Webページから
ご確認ください



リユース品の譲渡・販売も
行っています
在庫確認はこちら



ご案内事項

- 会津若松市のごみ減量化を目的としているため、持ち込みは会津若松市民に限りませう。(なお、ご購入・譲受けは、どなたでもご利用いただけます。)
- 他の方が気持ちよく使える状態にないものなど、他の方への譲渡が難しいと判断される場合、お持ち帰りいただくことがあります。



ジモテースポット 会津若松

福島県会津若松市山見二丁目9-8

電話番号 070-8541-4010

営業時間 10:00~18:00

定休日 毎週水曜・年末年始

※ 予告なく内容・実施期間・営業時間を変更する場合があります。

※ 車両などによる事故・トラブルに関して、ジモテースポットの敷地内外にかかわらず、ジモティーおよび会津若松市は一切責任を負いません。



ジモテースポットでは、会津若松市と株式会社ジモティーが連携して、不要品のリユース促進によるごみの減量化を目指しています。

お持ち込み品について

次の人が使える不要品をお持ち込みください



お持ち込みできるモノ 多数あります

家電

調理家電、生活家電、空調家電、理美容家電、オーディオ家電、PC周辺機器など



生活雑貨

調理器具、キッチン用品、掃除用具、洗濯用品、ガーデニング用品、文具用品、消費財など



衣料

Tシャツ、シャツ、スウェット、パーカー、カーディガン、ズボン、スカート、ワンピース、ジャケット、スーツなどメンズ、レディース、キッズの衣料品



趣味・スポーツ用品

楽器、ゴルフ用品、キャンプ用品、トレーニング器具、球技用品など



家具

椅子、テーブル、棚、チェストなど
※組み立て時の3辺の長さの合計が180cm以下に限る



服飾雑貨

バッグ、靴、帽子など



CD・DVD

洋楽・邦楽・アニメのCD、洋画・邦画・ドラマ・アニメ・バラエティーのDVD・ブルーレイディスクなど



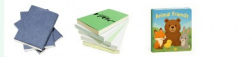
子ども用品

ベビーカー、チャイルドシート、三輪車、おもちゃ、人形など



本

実用書、ビジネス書、小説、文庫本、マンガ、アニメ、コミック 絵本など
※雑誌、週刊・月刊誌は除く



食器

マグ・カップ・グラス、皿・プレート、茶碗・ボール、カトラリーなど



ペット用品

ゲージ 鳥かご、猫用ハウス、水槽・関連用品、トリーミンググッズ、ペット用バギーなど



お持ち込みできないモノもあります

状態が良くないモノ

- 汚れ、傷、匂いの目立つモノ
- 機能しない家電製品など
- 破損、欠品があるモノ
- 解体してすぐに使えないモノ

対象外のモノ



- リサイクル家電4品目(冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・乾燥機、エアコン、TV)
- 組み立て時の3辺の長さの合計が180cm以上の家具全て
- 自転車(19インチ以上の防犯登録が義務化されているサイズ)
- マットレス、寝具、畳
- マッサージチェアなどの管理医療機器
- 乳幼児向け玩具(3歳未満)で子供PSCマークのないモノ

- スポンブレッサー
- 車のタイヤ・タイヤチェーン
- データ保存媒体 (USBメモリなど)
- 耐火金庫
- 塗料 スプレー缶
- 隠人形・五月人形 日本人形
- その他、当店ホームページの持ち込み対象の種類に記載がないモノ